

○国土交通省第十九号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五法律第一百八号）第三十八条の第一項、第五十六条の二の二十第一項及び第二項並びに第五十六条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を奏施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

港湾法施行規則の一部を改正する省令

第一条 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の第二号中「技術基準対象施設を設置する地点において生じうる想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。」を「港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第三十条第五号のレベル地震動をいう。以下同じ。」に改める。

第二十八条の二十の次に次の条を加える。

（条教）

第二十八条の二十一（法第五十六条の二の二十第一項の国土交通省令で定める手数料の額は別表の上欄に掲げる確認対象施設の種類の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる額とする。）

2 法第五十六条の二の二十第二項ただし書の規定により現金をもって同条第一項に規定する手数料を納付するときは、同項ただし書の申請を行ったことにより得られた納付情報により、当該手数料を納付するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 第二十八条の二十 関係

確認対象施設の種類		金額
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	建設（偶発波浪、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第三号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設 二百万円
	その他の施設	百四十万円
係留施設	水門及び開閉	建設（偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設） 二百三十五万円
	その他の施設	二百万円
道路	トンネル構造を有する施設	レベル地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設 二百万円
		その他の施設 百四十万円
	その他の施設	静的解析を用いた照査により設計した施設 二百六十九万七千円
		動的解析を用いた照査により設計した施設 三百二十万円
その他の施設	八十三万九千円	

橋梁	静的解析を用いた照査により設計した施設	二百六十九万七千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	百四十万円
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械		二百万円
廃棄物埋立護岸	津波、偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百万円
	その他の施設	百四十万円
海浜		百四十万円
緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	二百万円
	その他の施設	八十三万九千円

第六号様式、第六号の五様式及び第十号様式表面中

住所 住所
氏名 を 氏名 に改
職名 年令 職名
生年月日

める。

第三条 港湾法施行規則の一部を次のように改正する。

第三条の六を第三条の七とし、第三条の五、第三条の六とし、第三条の四の次に次の条を加える。
港湾区域内等における技術基準対象施設の建設等の許可

第二条の五 法第三十七条第一項の港湾管理者の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設（法第五十六条の二の第一項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を港湾管理者に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

- イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の語彙及び要求性能（技術基準対象施設に必要な性能をいう。以下同じ。）
- ロ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
- ハ イ及びロ照査方法

- 二 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- 三 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- 四 前号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第三十七条第一項の規定により港湾管理者と協議しようとする者について適用する。この場合において、前項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と読み替えるものとする。

第五条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の項を加える。

3 法第三十八条の第二項の規定による届出をしようとする者のうち技術基準対象施設の建設又は改

良を行おうとする者は、前項第二号の書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類
 - イ 当該届出に係る行為に係る施設の種類及び要求性能
 - ロ 当該届出に係る行為に係る施設への作用及びその設定の根拠
 - ハ イ及びロの照査方法
- 二 当該届出に係る行為に係る施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- 三 当該届出に係る行為に係る施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

第十條の次に次の条を加える。

（開業保全施設内における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十條の二 法第四十三條の八第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類
 - イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の種類及び要求性能
 - ロ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
 - ハ イ及びロの照査方法
- 二 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- 三 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第四十三條の八第四項の規定により準用する法第三十七條第二項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは、「国土交通大臣と協議し」と読み替へるものとする。

第十四條の三第二項中「受けようとする者」を「受けようとする港湾管理署」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の港湾施設処分申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類の一紙にあつては当該港湾施設の種類により、第一号に掲げる書類にあつては当該港湾施設の処分後の用途により、必要がないときは、その添付を省略することができる。

- 一 当該港湾施設的位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図
- 二 処分後の当該港湾施設の維持管理計画等（港湾の施設の技術上の基準を定める令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四條第一項の維持管理計画等をいう。）の内容を記載した書類

第十七條の三の次に次の条を加える。

（谷水城における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十七條の四 法第五十二條第一項の都道府県知事の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を都道府県知事に提出するものとする。

- 一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類
 - イ 建設を行おうとする技術基準対象施設の種類及び要求性能
 - ロ 建設を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
 - ハ イ及びロの照査方法
- 二 建設を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- 三 建設を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第五十二條第三項の規定により準用する法第三十七條第三項の規定により都道府県知事と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事の許可を受け」とあるのは、「都道府県知事と協議し」と読み替へるものとする。

第十八條の第二号中「平成十九年国土交通省令第十五号」を削る。

第十八條の第三項第二号中「技術基準対象施設に要求される性能をいう。以下同じ。」を削る。

る。

第三十九條第三項各号列記以外の部分中「第四号」を「第六号」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類
 - イ 当該届出に係る水城施設等の種類及び要求性能
 - ロ 当該届出に係る水城施設等への作用及びその設定の根拠
 - ハ イ及びロの照査方法

第三十九條第二項は第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の号を加える。

- 一 当該届出に係る水城施設等の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- 二 当該届出に係る水城施設等を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

附則

（施行期日）

第一條 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二條及び附則第五條の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 この省令の施行前に交付した第二條の規定による改正前の港湾法施行規則第六号様式による証票及び第七号様式による証明書は、それぞれ第四條の規定による改正後の港湾法施行規則第六号様式による証票及び第七号様式による証明書とみなす。

第三條 港湾の施設の技術上の基準を定める令（平成十九年国土交通省令第十五号）附則第三項（規定する技術基準対象施設（以下単に「技術基準対象施設」という。）の建設又は改良を行おうとする者）については、第三條の規定による改正後の港湾法施行規則（以下「新規則」という。）第三條の五及第六條の五の規定は、適用しない。

（技術基準対象施設の建設を行おうとする者）については、新規則第三十七條の四の規定は、適用しない。

（新規則第五條及び第三十九條の規定にかかわらず、技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者）は、法第三十八條の三第一項及び第三十九條の三第一項の規定による届出については、本附則前の例による。

平成十九年三月二十八日	官報第六十四号
（省令）	
平成十九年四月二日	官報第四十五百五十四号
平成十九年五月九日	官報第四十五百七十八号